

令和8年3月

国 税 庁

「『深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭に対する
所得税の取扱いについて』の一部改正について」（法令解釈通達）

使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる1回の支給額を650円以下に引き上げるものです。